

○白杵市地域公共交通計画策定支援業務 個別仕様書

1 業務の名称

令和8年度 白杵市地域公共交通計画策定支援業務

2 委託業務の目的

地域公共交通は、買い物や医療、教育へのアクセス等、日常生活に不可欠な社会インフラであるが、市内の地域公共交通については、利用者の減少や収支の悪化、運転士不足など、需要と供給の両面で人口減少の影響を受けており、今後その影響はますます増大することが見込まれている。

この地域公共交通を取り巻く厳しい状況を踏まえると、本市がこれまで取り組んできた、コミュニティバスや藤河内デマンドタクシーの運行等について、交通体系の抜本的な見直しや各種交通モード相互の連携のさらなる強化、利用者のニーズに応じたサービスの提供に向けた投資を積極的に進めるなど、持続可能な公共交通網の確保・拡充を図っていくことが重要である。

本市では、令和4年度に市地域公共交通計画を策定しているが、同計画の期間が令和9年9月末で終了する。時代の要請に対応し、本市の目指す交通の在り方を明確に広く示すため「白杵市地域公共交通計画」の策定を円滑に進めることを目的とする。また、3市が広域的に連携する必要があるため、広域的な目的等は共通仕様書による。

3 業務の対象範囲

白杵市全域とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日(金)まで

5 委託業務の内容

本業務の全体スケジュール及び全体構成案については下記(1)～(6)を通して発注者と協議の上決定することとする。また、3市が広域的に連携する必要があるため、広域的な内容等は共通仕様書による。

(1) 現状診断

地域公共交通計画の作成に向け、地域交通の現状と課題、将来の見通しを可視化し、地域交通の現状診断を実施する。

① データを活用した白杵市の地域交通の現状把握

上位・関連計画との整合、交通サービスの需要と供給ギャップ、移動の出発地・目的地の分布状況の把握、現在の交通サービスでは顕在化していない需要等の地域交通の現状を把握するため、モビリティデータを収集、分析し、可視化すること。

なお、収集・整理するデータについては、e-Stat 統計地理情報システムや国土数値情報、GTFS 等のオープンデータ、白杵市が保有するモビリティデータ(※)等を活用する。データの購入の必要がある場合

は提案金額内の購入可能な範囲で受注者が行う。

路線バスや、本市が行う既存公共交通モードについては、路線別、区間別の利用実態を可視化し、幹線バスの在り方検討に資する調査・分析とすること。

(※)白杵市の保有するモビリティデータとは、毎年度のコミュニティバスの乗降実績、地域内路線バス、コミュニティバスのバス停ごとの乗降実績、財政負担額、現計画の業務報告書等である。

② ニーズ調査(アンケート、ヒアリング)による地域交通の現状把握

受託者は、地域住民の移動実態及び公共交通に対する意向を把握するため、アンケート調査等を実施するものとする。

現計画において実施したアンケート等は1.～5.であり、定点観測として実施する。広域的な通学の実態把握のために6.のアンケート、2次交通の需要把握のために7.のアンケートを行い、8.は地区ごとの実態を把握するために行う。

なお、1.～5.のアンケートの質問票については、現計画の業務報告書における項目を基本仕様としつつ、時代に即した質問内容を検討するものとする。

1. 公共交通利用者アンケート調査(5カ所、直接聞き取り方式)
2. 全自治会長・民生委員児童委員アンケート(400通程度)
3. 高齢者アンケート(2,000世帯程度)
4. 交通事業者等関係機関ヒアリング調査(4社)
5. 民間の移動支援サービス等関係機関ヒアリング調査(9事業者+ α)
6. 高校生アンケート(市内2校)
7. 白杵港から白杵駅等へのアクセス方法のアンケート調査(フェリー利用者)
8. 地区振興協議会(18団体)へのニーズヒアリング

調査結果については、地域別及び年代別の利用傾向を分析するとともに、公共交通利用上の課題、潜在的需要及び将来的な移動ニーズについて整理するものとする。

(2) 地域公共交通が目指す姿の設定

- ① 現状把握の結果を踏まえて、地域交通の課題の洗い出しを行う。
- ② 市の上位・関連計画、現行の市地域公共交通計画等を踏まえて、長期的かつ持続可能な市域全体の地域交通が目指す姿をとりまとめる。

(3) 施策の設定

市域全体の目指す姿を実現するための施策を設定する。

(4) 成果指標(KPI)及び目標値の設定

施策の実現性や既存事業の進捗状況、財源、政策方針等を考慮して成果指標(KPI)を整理する。目標値

の設定にあたっては、データの取得等の継続的な必要となる点に留意し、短期(数か月～1年単位)、中長期(1年～計画期間内)別に、施策の実施結果についての数値目標、施策による効果についての数値目標を検討すること。

また、成果指標(KPI)の設定にあたっては、最新のデータで現況値及び目標値の試算を行うこと。

(5) 計画(案)のとりまとめ

上記(1)～(4)までを基に、計画案を取りまとめ、発注者の求めに応じて必要な助言や資料の提供を行う。とりまとめにあたっては、国土交通省が公表している地域公共交通計画の「アップデートガイダンス ver1.0」の内容を踏まえ、下記①～⑦までの点に留意する。

- ①モビリティデータの利活用
- ②シンプルで一貫性のある構成とし、市民にわかりやすい平易な表現とする
- ③図、表、グラフ、イラスト等を用いてわかりやすく整理する
- ④計画本体は30ページ程度とし、地域の現状等の詳細なデータについては参考資料とする
- ⑤ガイダンスで提示されている10の KPI の設定
- ⑥具体的な PDCA スケジュールの設定
- ⑦「地域公共交通活性化再生法」に基づく法定計画としての要件を満たすよう、補助制度との連動化など制度面でのチェック

(6) 協議会の運営支援及び合意形成支援

地域公共交通計画の策定主体である白杵市地域交通活性化協議会の運営支援を行う。資料作成、当日出席者に向けた説明、議事録の作成等を行う。

また、計画案に対するパブリックコメントの実施を支援し、寄せられた住民意見の整理および回答案の作成を行うものとする

●協議会概要

- ・市、交通事業者、道路管理者、公安委員会、地域交通の利用者代表、学識者等で構成
- ・年3回程度開催
- ・受注者は最大3回協議会に現地出席する。
- ・会場は白杵市役所にて実施。

6 成果品

成果品は以下を想定する。

No	項目	規格等	数量
1	地域公共交通計画全体版 (デザインレイアウト含む)	PDF/WORD 形式	3部
2	地域公共交通計画概要版 (デザインレイアウト含む)	PDF/PPT 形式	3部

3	調査報告書原稿	PDF/WORD 形式	3部
4	調査報告書	PDF/WORD 形式	3部
5	上記電子データ	DVD-ROM 形式	1枚
6	本業務により収集・作成した全てのデータ	DVD-ROM 形式	1枚

7 その他業務実施上の条件

- ① 受注者は、契約締結後に業務実施計画書(任意様式)を提出し、業務の進め方について発注者と協議するものとする。
- ② 業務の実施にあたっては、発注者と十分協議のうえ、その指示及び監督を受けること。
- ③ 受注者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- ④ 仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定するものとする。
- ⑤ 打合せ協議は業務着手時と納品時に主任技術者が出席するものとするほか、中間時の打合せ協議を3回程度実施する(リモートによる協議も可とする)。協議内容については適宜記録し、記録簿としてまとめる。なお、業務の遂行上で必要が生じた場合は、打合せ協議を行うものとする。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとるとともに、発注者から派遣要請があった場合には、2日以内に担当者を派遣すること。
- ⑥ 企画提案等の内容について、発注者と委託候補者との協議により、修正できるものとする。
- ⑦ 事業の工程を明らかにしたスケジュールを作成すること。なお、校正・確認には十分な時間を確保すること。
- ⑧ 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権とその他権利に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受注者が負うこと。
- ⑨ 本委託業務にかかる一切の経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ⑩ 物価変動や賃金水準の変動による契約金額変更を双方から申し出られることとする。
- ⑪ 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。
- ⑫ 委託業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- ⑬ 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、受注者と発注者で十分協議すること。

8 参考資料

共通仕様書による。